

保険事例研究会レポート

第 273 号 2013. 11

 公益財団法人 生命保険文化センター

目 次

変額年金保険の販売・勧誘における適合性原則・説明義務…… 1
配当金につき将来予測額などの説明義務……………11

変額年金保険の販売・勧誘における適合性原則・説明義務

東京地裁平成 23 年 8 月 10 日判決（平成 22 年（ワ）第 836 号、不当利得返還等請求事件）
金融法務事情 1950 号 115 頁

【事実の概要】

原告 X（昭和 23 年生まれ）は、平成 20 年 3 月末に 60 歳の定年を迎え、退職金として約 3200 万円が支払われることになっていた。そこで、同年 2 月 29 日に、住宅ローンで利用していた被告 Y₂ 銀行甲支店に、住宅ローン（残債務約 286 万円）の一括返済をする手続と資産運用の相談のために立ち寄り、C が X を担当することになった。その後、同年 4 月 21 日に、X は、退職金が Y₂ 銀行の X の口座に入金される期日であったので、Y₂ 銀行甲支店を訪れた。同日、X は退職金約 3200 万円のうち 300 万円を乙銀行に送金し、700 万円を定期預金に振り替え、現金で 50 万円を出金し、約 286 万円をローンの繰上げ返済に充てた。X は、退職金のうち 2500 万円を 1 年定期とすることを考えていたが、その後、C は X の退職金が長期間における資金であることを確認し、X の投資経験、金融資産、投資可能金額、年収、リスクに対する考え方等を聴取して、円定期預金、仕組預金、投資商品の説明を行った。X が個人年金保険に興味を示したので、X に被告 Y₁ 生命の保証金額付特別勘定年金特約（終身型）付変額個人年金保険（以下「本件保険」という。）を紹介し、X の退職金の残金を 3 年間で積立期間とすることを前提に、3

年間預ければ 1 年で 2%、3 年間で 6% の利子がつき、例えば 1800 万円であれば 108 万円の利子がつき、合計 1908 万円が原資となる。それをもとに毎年最低 65 万円の年金が受け取れる商品であるなどと言いながら、本件保険のパンフレットを X に示し、本件保険契約の勧誘をした。それにより X は 1800 万円を一時払保険料とする本件保険契約を締結した。

本件保険は、一時払保険料から契約初期費用を控除した残りを特別勘定資産として運用しつつ、加入者が生涯にわたり終身年金を受け取る変額個人年金保険であり、被保険者が死亡した場合の死亡保障がある。本件保険には、ロールアップ保証機能（受取総額保証金額が積立期間中一時払保険料に対し年 2%（単利）の割合で増加する。）、ラチェット保証機能（毎年の契約応当日の前日の積立金額とそれまでの運用実績に応じて確定しているラチェット保証金額（契約日においては一時払保険料と同額、以後は毎年の契約応当日ごとに契約応当日前日における積立金額とそれまでに確定しているラチェット保証金額）とを比較し、いずれか大きい金額）を有しており、中途解約をしない限り、ロールアップ保証機能によって、特別勘定資産の運用実績にかかわらず、受取総額保証金

額が積立期間中、一時払保険料に対し年2%の割合で増加した金額が受取総額保証金額となる。このため、受取総額保証金額は払込金額より必ず増加し、支払済保険料を下回ることはない。また、積立期間満了時において、一時払保険料から保険会社所定の諸費用を差し引いた残額を所定の特別勘定資産により運用した運用実績額とロールアップ保証機能での保証金額とラチェット保証機能での保証金額の3つを比較し、最も大きい金額が受取総額保証金額として決定されるため、中途解約しない限り、受取総額保証金額は支払済保険料を下回ることはない。終身年金は、積立金とは無関係に死ぬまで受け取ることができるから、一定の年齢を超えて長生きすればするほど得になる。

また、本件保険のパンフレットには、「ご注意ください事項」として、変額個人年金保険の投資リスクについて（運用実績によっては受け取る年金の合計額や解約した場合の払戻金が一時払保険料を下回る場合があること等）、諸費用について（積立期間中及び年金支払期間中の各費用として、契約初期費用が一時払保険料に対して5.0%であること等）、受取総額保証機能について（既払年金累計金額が一時払保険料または受取総額保証金額を上回るまでには長い期間を要すること等）等の記載があった。

Xは、本件保険契約締結後、5月、7月、10月に送付されたY₁生命からの「ご契約状況のお知らせ」で積立金額（払戻金額）が5月は1726万1523円、7月は1652万4747円、10月は1446万7145円と1800万円から減額になっていることに不安を抱いていた。そして、本件保険契約締結から約1年が経過した平成21年3月23日、Y₂銀行に訪問し、Cから、本件保険契約は中途解約により元本割れのリスクがあることの説明を受けた。Xは預金と同じなのでいつでも解約可能だと思って契約したのに話が違うから1800万円を返金してほしいと申し入れたがY₂銀行はこれに応じず、同年4月3日、Xは、本件保険契約を解約した。

そこで、Xは、本件保険について、Y₁生命の媒介代理店であるY₂銀行甲支店CがXに対する本件保険の勧誘にあたり、Xに対し不実の説明を行い、不利益事実を告げなかったためにXが誤信して本件保険契約を締結した等と主張して、Y₁生命に対し、錯誤無効（民法95条）、消費者契約法4条1項、2項に基づく本件保険契約の取消しにより、一時払保険料と解約返戻金の差額を不当利得としてその返還を求め、Y₁らに対し、適合

性原則違反、説明義務違反による不法行為あるいは債務不履行に基づいて、Xに生じた損害の賠償を請求した。

【判旨】請求棄却

「Xは、①解約時の解約返戻金につき、払込金額に利子を付加した金額である1908万円から支払済みの年金額を差し引いた残額が戻るとの不実の説明をし、②解約返戻金額が一時払保険料を下回るリスクがあるという不利益事実を告知しなかった、③本件保険契約には契約初期費用がかからないと説明したなどと主張するが、かかる不実の説明がされたとか、不利益事実を告知しなかった事実を認めるに足りる証拠はない。」

「Cは、証券会社、Y₂銀行を通じて金融商品販売の経験が約15年程度を有する銀行員であり、変額保険を販売する資格も有していたのであるから、本件保険契約の締結に当たっては、保険商品を販売する一般的な手順に従って、Xの勧誘をしたと認めるのが相当である。」

「Cは、証拠のパンフレットを読み上げてXに説明しており、一時払保険料が1800万円であった場合における本件保険契約の初期費用、管理費用等の具体的な金額に基づく説明まではしていないものの、率についての説明はしたと述べている。また、本件保険の特長として中途解約が最も大きいリスクであるので特に重点的に説明したとの証人Cの供述にも本件保険の内容に即した合理性を認めることができる。CのXに対する説明に説明義務違反があったと認めることができない。」

本件保険は、一時払保険料の元本保証をした商品ではないが、一時払保険料に基づく積立金を原資として終身年金を受け取れば、受取金額が一時払保険料を下回ることなく、死亡保障にも最低保障があり、一時払保険料の運用実績が良ければ年金原資が一時払保険料を上回る可能性があるなど終身年金を考えている者にとっては、中途解約による損失や長期の年金支払期間になることによる保険会社の破綻等のリスクはあるものの、初期費用、保険契約管理費の負担があるとはいえ、運用成績が良くなれば利益を得ることができる可能性もある商品である。Xの経歴、財産の状況は上記認定のとおりであり、本件保険契約締結時に、退職金が支給されたことで、Xは、退職金をどのように運用するかを検討する状況にあり、住宅ローンを退職金で完済した後、残金の約2900万円を現金、定期預金等に1050万円振り分けていることが

らしても、終身年金を選択肢の一つとして考えることには十分な合理性があったことなどを考慮すれば、Y₂銀行が本件保険をXに紹介したことが不適当な勧誘であるとまでは認めることができず、本件保険契約の締結が適合性原則に違反するということができない。」

〔研究〕 結論に賛成

1. はじめに

本件は、Y₁生命の本件保険について、Y₁生命の媒介代理店であるY₂銀行甲支店の従業員CがXに対する本件保険契約の勧誘にあたり、不実説明や不利益事実の不告知を行ったため、Xが誤信し、本件保険契約を締結した等と主張して、Y₁生命に対し錯誤無効、消費者契約法4条1項、2項に基づく本件保険契約の取消しにより、一時払保険料と解約返戻金との差額を不当利得としてその返還を求め、Y₁生命らに対し、適合性原則、説明義務違反による不法行為あるいは債務不履行に基づいて、損害賠償を請求した事例である。本判決では、錯誤無効と消費者契約法4条1項2項に基づく契約の取消しに関しては直接的に判断を下してはいないものの、Xの請求の全てを認めなかった。

本判決は非常に大きく捉えると変額保険に関する訴訟の一つである。変額保険は、保険料計算基礎のうち予定利率については保険者が保証せず、資産運用実績に応じて保険金額や解約返戻金額を変動させることとした生命保険である（山下友信『保険法』30頁（有斐閣、2005年））。本件保険のような変額年金保険とは年金額が運用実績により変動する年金保険で、他の仕組みは変額保険と同様である。変額保険はインフレに弱い生命保険の欠点を克服するものとして諸外国で導入が開始され、我が国でも昭和61年から発売が開始されている（関沢正彦＝市原恭夫「変額保険訴訟の背景と論点」金法1465号7頁（1996年））。

変額保険に関しては、周知の通り、これまでに相当数の訴訟が保険会社や銀行を相手に提起されており（変額保険訴訟の包括的な文献として、瀬川信久「一連の変額保険判決について」判タ933号75頁（1997年）、山崎健一＝道尻豊＝宮田隆男「最近の裁判例にみる変額保険訴訟の到達点（1）～（3・完）」NBL779号30頁、781号60頁、784号59頁（いずれも2004年）参照）、錯誤を理由に契約を無効としたり、説明義務違反を理由に不法行為に基づく損害賠償請求を認めたりした裁判例

も多数存在する（比較的近時のものとして東京高判平成12年4月27日判タ1034号288頁、東京高判平成12年9月11日判タ1049号265頁、大阪地判平成12年12月22日金法1604号37頁、東京地判平成13年7月27日判タ1106号131頁、東京高判平成14年4月23日判時1784号76頁、東京高判平成15年12月10日判時1863号41頁、東京高判平成16年2月25日金判1197号45頁、横浜地判平成16年6月25日金判1197号14頁、東京高判平成17年3月31日金判1218号35頁、東京地裁平成17年10月31日金判1229号12頁等）。ただし、これらはいわゆる融資一体型変額保険に関するものである。融資一体型変額保険とは、銀行等からの借入金によって一時払保険料を支払い加入する終身型の変額保険であり、保険契約者と生命保険会社との間の変額保険契約と、保険契約者と銀行等との間の融資契約の2つの契約から成り立っているものである（山崎＝道尻＝宮田・前掲（1）31頁）。保険料を銀行等からの借入れで賄うことにより「相続税減税効果」が得られ、保険料の運用により増額された保険金や解約返戻金を原資として借入元利金の返済や相続税の納付を行う「納税資金準備効果」も期待できる商品であった（川地宏行「判批」金判1336号37頁、相続税対策の効果については関沢＝市原・前掲10-12頁参照）。しかしながら、バブル崩壊によって運用利率が借入利率を大幅に下回るようになると、保険金や解約返戻金で借入元利金を完済することができなくなり、保険契約者や相続人に多額の貸金債務が残ることとなり、このような訴訟が多数提起された。

これに対して、本件保険契約はXが自己資金（退職金）の一部を一時払保険料として支払い加入した変額年金保険であり、変額生命保険ではないという商品の違いだけではなく、融資一体型変額保険契約とは購入目的（融資一体型変額保険は相続税対策のため、本件保険は資産運用のため）も保険料の支払方法（融資一体型変額保険は融資による保険料支払、本件保険は自己資金による保険料支払）も異なる。また、本件においても融資一体型変額保険訴訟のように銀行が責任を問われているが、融資一体型変額保険訴訟においては、銀行は前提となる融資契約についての錯誤であったり説明義務違反等につき責任を問われており、本件ではY₁生命の媒介代理人としての責任を問われている点で大きく異なる。したがって、本判決は従来の融資一体型変額保険訴訟とは異なる位置付けの変額保険訴訟として捉える必要がある。

そこで、以下では、まず本判決同様、融資一体型変額保険ではない変額保険または変額年金の販売・勧誘に関する近時の裁判例について概観し、裁判所の傾向を捉える。そして、それらを踏まえて、本判決で判断が下されている適合性原則と説明義務について順に検討を行う。

2. 融資一体型変額保険以外の変額保険または変額年金に関する近時の裁判例

本件保険のような変額保険または変額年金の販売・勧誘が問題となった近時の裁判例としては以下の3つがあげられる。いずれの事例においても適合性原則違反、説明義務違反が問題となっている。そこで、本判決を検討する上で参考になるため、まずはこれらの事例について概観する。

①大阪地判平成21年9月30日消費者法ニュース82号221頁（以下「①判決」という。）

本件の原告aは平成17年の契約当時71歳で学歴は中卒であり、パートや年金等により年収は約244万円、家賃の支払が月額7万1000円、株式等の投資経験は全くなかった。平成11年に当時郵便局員であった被告b（契約当時被告d社及び被告e社の保険募集人である被告f社の従業員）の勧誘により、自分が死亡したときの葬式費用に充てようと思い簡易保険（以下「本件簡易保険」という。）に加入し疾病傷害入院特約を付けた。その後平成17年にbはaにパンフレット等を交付してd社の積立利率変動型終身保険（以下「本件MS終身保険」という。）とe社の積立利率変動型終身保険（以下「本件ドル建て終身保険」という。）を勧め、aはこれに加入することに決めたが、保険料として払い込む金銭が手元になかった。そこでbは本件簡易保険を解約し解約返戻金で保険料を支払うことを提案し、aはこれを承諾した。本件MS終身保険も本件ドル建て終身保険も保険契約者兼保険金受取人をa、被保険者をaの二男であるgとする契約内容であった。この際に被保険者欄のg名義の署名及び押印は、bにいわれるがままにgの承諾もなくaが行った。また、bはaに対し被保険者とは何かについて明確に説明していなかった。本件各保険の保険料払込期間は15年であり、契約締結時から15年以内に解約をした場合、解約返戻金額は払込保険料総額を下回る。以上のようなbの勧誘には適合性原則、説明義務違反等の違法があるとbらに対し不法行為等に基づき損害賠償請求を求めた。

裁判所は以下のように述べてbの説明義務違反

を認めた（適合性原則違反の有無については判断なし）。「本件簡易保険は…貯蓄の性格に加えてaが死亡した場合の保険金、原告の入院の際の給付金も目的とした保険であったと解される。…このような性格を有する本件簡易保険の解約を勧めて本件各保険への加入を勧誘するに当たっては、bにおいて、保険の変更に伴う利害得失を十分説明すべきであったというべきである（保険業法300条1項4号参照）。」「bは…aに対して、被保険者とは何かという点について、aに理解できるように説明したとは認められない…したがって、aは、本件各保険の契約時において、被保険者がaからgに変更されることによって、自分が死亡した時に死亡保険金が支払われず、自分が入院しても給付金が支払われないとの結果が生ずることを理解できるような説明を受けてないというべきであり、bはこの点の説明を怠ったといわざるを得ない。」「年額約69万円という保険料はaの年収の4分の1以上を占めることになる上、本件MS終身保険及び本件ドル建て終身保険の保険料払込期間はいずれも15年間であり、払込を終えるのはaが86歳のときであるから、パート勤めをしており特に大きな財産も有しないaが、そのような多額の払込を86歳まで継続することが困難であることは明らかであり、払込保険料額及び保険料払込期間をaが正しく理解しておれば、本件各保険に加入していなかったものと解すべきである。」「本件ドル建て終身保険は、為替リスクを有する保険であるから、このような保険の勧誘を行う際には、一般的な生命保険との相違点や為替リスク等についてaに理解しやすいような説明を行う必要があったというべきである。…為替リスクを理解できる程度にaが外国為替について知識を有していたと認めることはできないところ、bとしては、aに対し、上記のような一般的な説明にとどまらず、より詳細でわかりやすい説明をする必要があったというべきである。」

②東京地判平成24年3月29日LEX/DB25493288（以下「②判決」という。）

本件の原告hは平成20年の契約当時69歳、年収約206万、数社の生命保険・養老保険に加入していた。また、hの夫の死亡保険金等により1億2000万円の資金を有していた。hは、被告j生命の保険外務員である被告iの助言により、他社保険を解約して解約返戻金を運用する意向を示していたことから、iが運用方法として、一時払保険料5000万円を5年間積み立てることにより、最低

保証として一時払保険料と同額の受取総額保証額があるという内容の変額個人年金保険（以下「本件変額年金保険」という。）を勧め、これに加入した。その他にも介護終身保険、終身医療保険にも加入したが、hは、これらはiの違法な勧誘により必要のない複数の高額な保険に加入させられたとして、適合性原則違反、説明義務違反、不当な乗換募集等を理由に払込保険料と解約返戻金の差額等の損害賠償を求めた。

裁判所は本件変額年金保険に関する適合性原則違反について、本件変額年金保険は「5年以上の積立期間経過後は、年金又は死亡保険金として受給する場合の受取総額保証金として、基本保険金額（一時払保険料）の全額が最低保証され、さらに、積立期間中に運用実績に応じて年1回受取総額保証金を増額する機会があるという保険であり、比較的风险が限定されている商品ということができ、hのように取引経験が豊富とはいえない一般の顧客においても理解できないほど、複雑な仕組みを有するものということもできない。…hは、当時、…死亡保険金として合計約1億2000万円の支払を受けていたのであり、…hの財産状況に照らし、第4保険（本件変額年金保険：筆者注）への加入が著しく過大なものであったということとはできない。また、第4保険は、上記のとおり、一時払保険料を年金として受給することにつき最低保証が付されている商品であり、hの老後の生活資金の安定した運用方法として、iが第4保険の加入を勧誘したことがhの意向や実情に反するものであったということとはできない。」として、適合性原則から著しく逸脱しているものとはいえないとした（他の保険契約についても適合性原則違反は否定）。

また、「hに対し、いずれも保険の契約内容等が記載されている保険設計書等の資料を交付し、これを示しながら、本件各保険の契約内容等の説明を行っていたものであり、投資性のある保険商品である第4保険については、その仕組みやリスク等についても説明していたのである。…iは、hらに対し、本件各保険のパンフレットは交付しなかったものの、…パンフレットを交付していなかったことをもって、直ちに説明義務に違反したものである」として、「hは、iがhに対して、「現在加入している保険より良い保険です」「一生楽に暮らせるから」「使いきれないくらいお金がくるから」などと告げて断定的判断を提供した旨主張する。しかし、…上記事実は認める

に足りない。そもそも、上記の発言内容は、抽象的かつあいまいなものであり、相場等の不確実な事項について確実であると告げたものではないから、断定的判断の提供に当たるとすることはできない。」として、説明義務違反及び断定的判断の提供を否定した（なお、契約者をhとする終身医療保険と契約者をhの息子の妻であるkとする終身医療保険についての説明義務違反は認めた）。

③東京地判平成24年11月21日LEX/DB25497945（以下「③判決」という。）

原告1は契約当時71歳で、投資に関する知識や経験は極めて乏しい。1は訴訟継承前の被告m銀行に自動継続中の貸付信託や定期預金（約867万円）を有していた。1がこれらを単に利率の良い定期預金に預け直す目的でm銀行n支店を訪れた際に、1と対応したoからこの金融資産の用途について尋ねられたので、特に使い道はないと答えた。するとoが死亡した時に面倒な手続きなしに子に資産を残せる商品があるといい、最低保障付変額保険（保険期間：終身、一時払保険料：500万円、以下「本件保険」という。）をパンフレット等の書類を使用して1に説明し勧めたので、1はこれに加入した。その後、1は本件保険商品を中途解約したことにより一時払保険料と解約返戻金の差額の損害を被ったとして、適合性原則違反、説明義務違反、金融商品の販売等に関する法律（以下「金販法」という。）違反などを主張して、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求と、錯誤による契約の無効を求めた。

裁判所は、「1は、本件保険契約締結当時、無職で年金収入が100万円から150万円であり、これまで投資の経験がなかったものの、1は、3000万円から5000万円の金融資産を有しており、本件保険契約の保険料500万円は余裕資産から出費をしたことが認められる。…1は、死亡した時に面倒な手続きをしないで、子にその金融資産を渡すことができる商品である旨認識して、本件保険契約を締結したものと認められる。そして、1は、本件保険契約を締結したことによって、死亡した際に、死亡保険金の受取人である長女に、面倒な手続きなしに死亡保険金として500万円を取得させることができることになった。そうすると、本件保険商品は、上記の点では、1の意向に沿う商品であったということができる。…本件保険商品は、死亡保険金について、最低500万円を保証するとともに、特別勘定の運用成果に応じて増額となる可能性がある一方で、中途解約をした場合については

…解約返戻金が元本割れるリスクがあるという特徴を有しているもので、中途解約をすることを予定していない顧客にとっては、本件保険商品は比較的风险の小さい商品であるということが出来る。」として、適合性原則違反を否定した。

また、「○の本件保険商品についての説明が、1にとって分かりやすいものであったかどうかはともかく（特に、特別勘定については、その仕組みが単純であるとはいえず、1において理解可能な程度の説明がなされていない可能性もあると考えられる）、少なくとも、本件保険商品が、死亡保険金については元本保証があるが、中途解約の場合には元本保証がないことについては、1において理解することが可能な程度の説明がなされたと認めるのが相当」として、説明義務違反も否定した。

以上の裁判例について若干のまとめをしておく。まず、どの判決も適合性原則違反については認めていない。明確に違反を否定した②③判決では、どちらも当該保険商品が比較的风险が限定的で小さいことを指摘している。また、どちらも保険料が余剰資金からの支出であったことを指摘しており、③判決では契約の目的に反していないことも適合性原則違反とはならない理由として挙げられている。次に、説明義務違反について、①判決ではこれを認めた。①判決では、不当な乗換募集等保険募集人の不当勧誘をうかがわせるといった特殊な事情がある中で、既契約の解約をさせてまで新しい契約を勧める以上、保険の変更に伴う利害得失を十分説明すべきであったとか、為替リスクを十分理解しているとはいえない保険契約者に対して、一般的な説明に止まらず、より詳細で分かりやすい説明をする必要があったといった判示がなされているところが特徴的である。これに対して、説明義務違反を認めなかった②判決では、保険設計書等の資料を交付し説明をすればよく、抽象的かつあいまいな発言は、相場等の不確実な事項について確実であると告げたものではないから断定的判断の提供には当たらないとしており、③判決はやはりパンフレット等で説明をしていれば、募集人の説明が顧客にとって必ずしもわかりやすいものでなくても、当該商品のリスクについて理解が可能な程度の説明はなされたと判断している。ともにリスクが比較的限定的で小さいという商品特性を踏まえての判断であると思われる。

3. 適合性原則の適用基準

適合性原則とは、取引（特に投資取引）を勧誘する際に、顧客の知識・経験・投資目的および財産状況に照らして、当該取引をするために相応しい能力を有していない者に対して不適当な勧誘をしてはならないというルールである（潮見佳男『適合性原則違反の投資勧誘と損害賠償』新藤幸司＝内田貴編『継続的契約と商事法務』167頁（商事法務、2006年）、宮下修一「適合性原則違反の判断基準とその精緻化」松浦好治＝松川正毅＝千葉恵美子編『市民法の新たな挑戦——加賀山茂先生還暦記念』115頁（信山社、2013年））。適合性原則は、アメリカで全米証券業協会の自主規制ルールとして誕生し、昭和49年に大蔵省（当時）証券局長から日本証券業協会会長宛ての行政通達の形で我が国に導入され、平成4年に証券取引法（以下「証取法」という。）において初めて明文化された（当時の証取法54条1項2号）。その後、平成10年の証取法改正においても維持され（当時の証取法43条1号）、証取法から名称を金融商品取引法（以下「金商法」という。）に改称する際に、従来の適合性原則の考慮要素であった「顧客の財産状況、知識、投資経験」に「投資目的」を加えるなどの修正が行われて（金商法40条1号）、現在に至っている（王冷然『適合性原則と私法秩序』19頁以下（信山社、2010年）参照）。適合性原則は狭義と広義の2種類に分けて整理されることが一般的である。狭義の適合性原則とは「ある特定の利用者に対してはどんなに説明を尽くしても一定の商品の販売・勧誘を行ってならない」というルールであり、広義の適合性原則とは「業者が利用者の知識・経験、財産力、投資目的に適合した形で勧誘（あるいは販売）を行わなければならない」というルールである（金融審議会第一部会「中間整理」14-15頁（1999年））。

保険契約においては、証取法が金商法へと改正される際に、変額保険や外貨建て保険といった投資性の高いもの（特定保険契約）の募集に関しては、金商法の対象となる金融商品の販売・勧誘規制と同様の規制を適用するために、保険業法に金商法の規定の一部を準用する旨の規定（保険業法300条の2）が設けられた。この準用される条文の中に金商法40条が含まれているため、変額保険等の特定保険契約の販売・勧誘には明文上適合性原則が適用されることになる（安居孝啓『改訂版最新保険業法の解説』1005頁、1026-1027頁（大成出版社、2010年））。もっとも、適合性原則自体はいわゆる「業者ルール」であるから、これに違

反したとしても本来は行政罰の対象になるだけで私法上の効果はないはずである。しかし、最判平成17年7月14日民集59巻6号1323頁(以下「最判平成17年」という。)は「適合性の原則から著しく逸脱した証券取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為法上も違法になると解するのが相当である。」として、適合性原則違反により不法行為責任を負う可能性を明確に示した。なお、「著しく逸脱」とは取締法規違反と不法行為法上の違法との二元性を示すが、実質的なハードルの高さを必ずしも意味しないと解されている(宮坂昌利「判解」曹時60巻1号232頁)。

では、どのような場合に適合性原則違反となるのか。すなわち、どのような要素を考慮して適合性の有無を判断するのか。この点につき最判平成17年は、水産会社に対する株価指数オプション取引に関する事例であるが、「顧客の適合性を判断するに当たっては、単にオプションの売り取引という取引類型における一般的抽象的なリスクのみを考慮するのではなく、当該オプションの基礎商品が何か、当該オプションは上場商品とされているかどうかなどの具体的な商品特性を踏まえて、これとの相関関係において、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状態等の諸要素を総合的に考慮する必要がある」と判示した。すなわち、最判平成17年は、不法行為の成否に関し、顧客の適合性を判断するにあたって、具体的な商品特性と、顧客の投資経験、証券取引の知識、投資意向、財産状況を相関的かつ総合的に考慮するという観点を明確に掲げた。これらの考慮要素についてより具体的に見ると、まず「具体的な商品特性」について、最判平成17年は、オプションの売り取引は各種の証券取引の中で最もリスクの高い取引の一つであるが、日経平均株価オプションの売り取引は、証券取引所の上場商品であり、監督当局の承認を受け、価格が一般日刊紙に掲載されており、消費者保護のための一定の制度的保証と情報環境が整備されていることから、「当然に一般投資家の適合性を否定すべきものであるとはいえない」としている(桜井健夫＝上柳敏郎＝石戸谷豊『新・金融商品取引法ハンドブック[第3版]』155-156頁(日本評論社、2011年))。このことから、「証券取引所の上場商品として、広く投資者が取引に参加することを予定する」金融商品について当該具体的な顧客につき適合性を否定するのであれば、当該顧客を当該商品の市場から排除するだけの特殊・例外的事情が当該具体的顧客

に備わっていなければならないと解されている。その分だけ、顧客の側の取引体制の欠如もしくは投資目的との不整合が強く求められるということになる(潮見・前掲80頁)。このように商品特性については他の考慮要素について判断するための前提となっている事情であるといえる。

また、他の考慮要素についての議論の状況も概観する。まず、顧客の投資経験、証券取引の知識に関しては、単に顧客が行った「取引類型」に関する「一般的」な経験・知識にとどまらず、「個別の取引」における具体的な経験・知識の有無を精査する必要があると解されている(宮下・前掲126頁)。例えば同じ商品先物取引であっても、その対象となる商品が農産品と工業品とでは必要とされる知識も、市場変動リスクとして考慮すべき要素も全く異なる。次に、財産状況については、単に資産を有している状況にあるというだけで判断できるわけではなく、顧客の実際の生活状況も勘案して、その資産をどの程度投資することが可能か(すなわち、投資可能な資産の余剰分はどの程度か)という視点から判断すべきであると解されている(宮下・前掲128頁)。そして、投資意向については、近年この考慮要素の重要性を特に指摘する見解が見られる。例えば、事業者による商品や取引方法の説明は、顧客に同調バイアスを誘発し、選好の逆転をもたらしやすく、その結果、顧客の知識・経験や資産状況に適合しない「意向」が形成される危険性があるので、顧客に明確な投資意向が存在することが極めて重要であるとの見解(村本武志「顧客限定合理性の下での適合性原則・説明義務と錯誤の役割と要件」新世代法政策学研究13号297頁(2011年))や、財産状況といった資力面からのリスク負担能力だけでなく、投資意向といった意欲面からのリスク負担能力を考慮して適合性を判断すべきであるといった見解(王・前掲373-374頁)等がその例である。

以上の議論を保険商品に置き換えて考えてみる。これまでに保険商品の販売・勧誘において適合性原則違反が認められた裁判例は見当たらない。ただし、融資一体型変額保険訴訟においては、融資一体型変額保険が相続税対策として効果はなく、リスクのみが大きい「欠陥商品」ではないかという主張がなされ、「保険料の借入れを前提とする変額保険の相続税対策としての不確実性に鑑みると、変額保険の加入者の契約当時の年齢、加入する変額保険の規模、加入時期等によっては、相続税対策としては、商品としての適格性を欠くことにな

る場合もある」と判示している事例（前掲東京高判平成14年4月23日）もある。これは融資一体型変額保険に関して、顧客の属性や取引状況によっては適合性原則違反となる場合があることを示しているものと理解することもできそうである。それでは、融資一体型ではない変額保険または変額年金の場合はどうか。変額保険や変額年金は、投資リスクを保険契約者が負担するため一般的な生命保険や年金保険に比べたらリスクが高いものである。しかし、そのリスクとは中途解約をすると元本割れを起こす可能性があるというもので比較的限定されており必ずしも理解しがたいというものではない。特に変額年金は変額保険に比べ、積立期間経過後は年金の形で毎年給付がなされる商品であるため、長期間資金を拘束されるといった危険性は変額保険よりも低いと言えるであろう。そうすると、変額保険や変額年金は、原則として、一般的な契約者に広く販売することを前提とした商品であるといえる。あとは、当該顧客にそのような商品を販売すべきではない特殊・例外的事情があるかを考慮すべきこととなる。この点、前述の契約当時71歳の契約者が葬儀費用や入院費用のために契約していた簡易保険を解約させてまでMS終身保険やドル建て終身保険に加入させた①判決のように、契約者の契約目的が全く異なる保険への乗換え（契約意向の欠如）や、毎年の保険料が年収の約4分の1にもおよび払込期間が15年間もあることから継続が困難であること（資金面でのリスク負担能力の欠如）から当該契約者におけるその商品の必要性には相当疑問があり、被保険者とは何かについてや為替リスクについての当該契約者の理解もあったとはいえない（理解力の欠如）といった状況であれば、このような特殊・例外的事情に該当するものといえるのではないだろうか。

以上を踏まえて本判決を検討する。本判決は、まず本件保険の商品特性について、終身年金を考えている者にとっては一定のリスクはあるものの利益を得ることができる可能性もある商品である旨述べる。これは終身年金を考えている者にとって本件保険は広く販売することを前提とした商品であることを示す。あとは、当該顧客にそのような商品を販売すべきではない特殊・例外的事情があったかどうかを顧客の属性や取引の状況から考えることになる。本判決は退職金の使途に関して、住宅ローン返済後の残金2900万円を現金、定期預金等に1050万円振り分けていることから終身年

金を選択肢の一つとして考えていることに十分な合理性があったと判示する。しかし、退職金を振り分けていることは当座の必要資金について確保していること（資金面におけるリスク負担能力）の理由にはなるが、それだけで終身年金の契約意向があったといえるかどうかは疑問である（Cの勧誘により契約意向がなかったのに、契約意向が不当に形成されて契約を締結することになったから、資金を分けたと考えることもできない）。本判決も示す通り、本件保険契約の適合性を判断する上で、終身年金を考えているかどうかといった契約意向の有無が重要であると思われるので、もう少し詳細な検討がなされても良かったのではないだろうか。ただし、本件では、Xが自らY₂銀行を訪れ資産運用について相談をしているのであり、Xの年齢や経歴等から考えると、本件保険について少なくともリスクについての理解力はあったものと思われるので、Xに本件保険契約を結ぶ意向が全くなかったとはいえない。その他にCによる不当な勧誘がなされていた等の特殊事情も本件の認定事実から見いだせないので、適合性原則に反していたとはいえないであろう。したがって、本判決の判旨は妥当であるといえる。

4. 説明義務の範囲と判断基準

保険会社は、保険契約の販売・勧誘に際して、顧客の属性に応じて、その仕組み・内容等に関して説明しなければならないという信義則上の説明義務を負う。このような信義則上の説明義務を負うとされる実質的な根拠は、一般に金融商品の販売にあたっては業者と顧客の間には金融商品についての知識・情報に格差があり、業者の説明が顧客の意思決定に重要な影響を及ぼすことにある（山下友信＝竹瀆修＝洲崎博史＝山本哲生『保険法（第3版）』56頁（有斐閣、2010年）とか、契約当事者間において情報格差が存在するだけでなく、その格差が一方当事者の努力だけでは埋めることが困難である（取引の複雑性・専門性による情報収集・情報環境の整備の困難）という事情に求めることができる（竹瀆修「保険契約と説明義務・告知義務」判タ1178号95頁（2005年））等と説明される。また、金販法により、保険会社は、市場リスクや信用リスクにより元本欠損が生じるおそれ等の重要事項について、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約目的に照らして説明をする義務を負い（金販法3条1項2項）、この説明義務に違反すると顧客に生じた損害に対して賠償責任を

負うことになる（金販法5条）。

説明義務違反に関しては融資一体型変額保険訴訟において、保険会社の責任が認められた裁判例が多数存在するが、そのような裁判例では変額保険のリスクの説明が不十分であったという理由だけで責任を認めているわけではない。責任を認めているほとんどの事例は、融資と保険を結合したことから派生するリスクについての説明が不十分であったとか、利回り保証と受け止められるような断定的判断を提供して勧誘したといった不当勧誘行為の存在を認めて、変額保険のリスクの説明以外の事情を考慮して説明義務違反であると判断している（山下・前掲186頁）。例えば、保険募集人が融資一体型変額保険の構造とリスクに関する一通りの説明を行ったが、契約者の保険加入当時における保険会社の特別勘定の運用利率がマイナスであったにもかかわらず運用利率を年9%と試算したシミュレーションを用いて説明した等が説明義務違反に該当するとした判決（前掲東京地裁平成17年10月31日）などが典型である。

また、融資一体型変額保険ではない変額保険の場合でも、①判決のように保険募集人の不当勧誘行為（不当な乗換募集や被保険者に無断で被保険者の署名押印を契約者にさせる行為等）を重くみて、説明義務違反を認めていると解されるものもある。

このように保険者側の説明義務違反が認められた事例でも、変額保険のリスクそのものについての説明はなされていたと判示する事例が多く、その点に問題があるというのではなく、それに付随する重要事項（例えば融資と保険が一体化したことから派生リスク等）の説明が不十分であったり、不当勧誘といえるような行為（断定的判断の提供や不当な乗換募集等）がなされていたといった事情を問題としているものがほとんどである。逆にいうと、このような事情がなければ、裁判所としては、契約者が契約内容の細かな部分についてまで理解していなかったとしても、変額保険のリスク（一定の諸経費がかかること、中途解約をすると元本割れをする危険があること、そのために一時払保険料に相当する資金が長期間利用できなくなること等）について、パンフレットや契約締結前交付書面等を使って説明を行えば、それで説明義務は果たされたものと判断している。前述のように、変額保険や変額年金はリスク自体は限定的で比較的理解しやすいことを考えると、リスク自体を理解させるのにはパンフレットや契約締結前

交付書面等を使って、口頭で説明するくらいで十分であるといえるのかもしれない。

以上の点から本判決を検討すると、本判決ではCの属性や当時の取引状況からCに不実説明や不利益事実の不告知はなかったものと認定し、パンフレット等を用いて本件保険の特徴として中途解約が最も大きいリスクであるので特に重点的に説明したとのCの供述を認め、説明義務違反はなかったものと判断している。確かに本件保険の内容や仕組み（特にロールアップ保証機能やラチェット保証機能等）には理解が容易ではないところもあるが、リスク自体は限定されていて明確であり、他の事例と比べてもより複雑でリスクの高い商品であったとはいえないから、リスク自体を理解することがXにとって特に難しかったということはなかったであろう。そうであるならば、保険の勧誘時において不実説明や不利益事実の不告知等がなく、パンフレットや契約締結前交付書面等が用いられて説明がなされたのであれば、Xの属性に特段考慮しなければならない事情（例えば精神疾患等による理解力の欠如等）もなく、Cにより高度な説明義務が課されるようなXとCの特別の関係性（たとえば、①判決や定額終身保険に関する東京高判平成16年10月19日判時1878号96頁等参照）もない以上、説明義務は果たされていると判断されるべきである。したがって、この点についても判旨は妥当であったといえる。

（山下友信教授コメント）

本件では、適合性原則違反と説明義務違反の争点について、いずれも義務違反は成立しないという判示がされている。適合性原則については、保険募集に関する事例でも保険契約者側により主張されることが多くなっているが、いわゆる狭義の適合性原則と広義の適合性原則のいずれを意味しているかは明確でないところがあり、本件でも一応狭義の適合性原則を意味しているようでもあるが、どちらも含んだような主張となっているようでもある。広義の適合性原則は、説明義務においては、説明は顧客の知識、経験等に照らしてしなければならないとするのであれば（金販法3条2項参照）、説明義務との境界はきわめて曖昧である。助言義務という概念もあり、これらの概念の整理が必要であると考えられる。狭義の適合性原則を問題とする限り、本判決の判断は支持されようし、説明義務についても、一通りの説明はされているようであるので、請求棄却の結論はやむを得ない

ところではあろう。

しかし、法律上の義務違反はないのに、なぜ本件のようなトラブルが生ずるかを考えてみることは必要である。本件では、原告は、銀行支店に退職間近に住宅ローンの返済に関して相談に行った際に、資産運用について一般的な説明を受けたが、本件変額年金への加入は、退職金振込日に原告が再度銀行支店に行った際に、定期預金等に回した以外の退職金残金の運用について担当者が各種金融商品を紹介し、原告が個人年金保険に関心を示したことから、本件変額年金の説明がされ、その場で申込みがされ、翌日一時払保険料 1800 万円が払い込まれて、契約が成立している。この申込みまでの過程では、原告の属性の確認や商品の説明はされている。しかし、よほどの資産家であれば別であろうが、退職金の大半という原告にとっては大金を、定期預金をするつもりであった原告に一回の勧誘と説明で、解約をすると元本欠損のリスクのある商品を申し込ませたというのが事実であったとすれば、やはりトラブルが生じる素地はあったといわざるを得ないであろう。申込をする場合には、解約する可能性を現実感をもって感じているかは疑問があるし、解約すれば元本欠損のリスクがあるということは、よほど強調して説明し注意を喚起する必要があるのではなかろうか。本件では、募集文書がどの程度のものであったかが不明であるが、文書の記載と口頭の注意喚起はしっかりしないと、本件のようなトラブルが再発する可能性は免れないであろう。

(東京：平成 25 年 10 月 9 日)

報告：岩手大学 准教授 深澤 泰弘 氏
座長：東京大学 教授 山下 友信 氏